# 平成31年安中市教育委員会第2回定例会 会議録

日時 平成31年3月27日(水) 午後1時30分から3時30分まで

場所 松井田庁舎 2階 第4会議室

出席者

# 【教育委員】

委員金井 裕之委員宮川 直子委員湯本 見千子委員中島 卯

# 【事務局】

教育長竹內徹教育部長田中秀雄総務課長三浦尚明学校教育課長田島浩之生涯学習課長田村武志文化財保護課長大竹将夫体育課長山村俊幸

## ◇ 総務課長

皆様、こんにちは。

ご多用のところ、平成31年安中市教育委員会第2回定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶をお願いします。

#### ◆ 竹内教育長

# \* 挨拶

#### ◇ 総務課長

ありがとうございました。

会議の進行は、教育長にお願いいたします。

## ◆ 竹内教育長

それでは、平成31年安中市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

日程第3「承認事項」に入ります。

前回の会議録の承認について、事務局からお願いします。

#### ◇ 総務課長

総務課長の三浦です。

平成31年第1回定例会会議録については、事前にご確認いただいていると思いますので、朗読は省略させていただきます。ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ◆ 竹内教育長

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から意見等は出なかった。

#### ◆ 竹内教育長

(意見等は) 無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。

この会議の前に、本日お示しした資料を用いて報告をさせていただきました。他にこの場でのご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から意見等は出なかった。

無いようですので、続いて教育部長から市議会に関する報告をいたします。

# ◇ 教育部長

教育部長の田中です。よろしくお願いします。

私からは、平成31年第1回安中市議会定例会について、説明させていただきます。 平成31年第1回安中市議会定例会は、2月26日から3月19日までの会期で開催 されました。

教育委員会に関係して上程された議案は、平成30年度一般会計補正予算及び平成3 1年度一般会計予算です。条例関係の上程はありませんでした。

平成30年度一般会計補正予算は、3件ありました。

- \* 小学校ブロック塀安全対策事業
- \* 文化財保護管理事業
- \* スポーツセンター管理運営事業について、その内容を説明した。

それから、教育費に関する平成31年度一般会計予算については、前年度比で0.6%増の23億7,649万6千円となりました。0.6%増の要因は、第二中学校格技場の大規模改造事業の事業費として1億3,420万円を予算計上していることが一因であると思われます。

教育委員会に関係する一般質問では、3人の議員からご質問がありました。

- ①. 小林 克行 議員
- ・ 子どもの人権、教育機関の対応について
- ②. 柳沢 浩之 議員
- ・ 小学生の虐待死に対する受け止めについて
- ③. 小川 剛 議員
- ・ 体育施設全般について
- \* 上記を報告した。

以上です。

#### ◆ 竹内教育長

何かご質問等はありますか。

\* 委員から質問等は出なかった。

それでは進めてまいります。日程第5の「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第1号」と「報告第2号」については、教職員の人事に関する案件であり、また「議案第15号」については、公開することが適当でない個人情報が含まれている案件です。したがって、それぞれの議事は、非公開とすることが適当であると思われます。

「報告第1号」、「報告第2号」及び「議案第15号」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、議事を非公開とし、会議の最後に審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

\* 委員から異議等は出なかった。

## ◆ 竹内教育長

異議ないものと認めます。「報告第1号」、「報告第2号」及び「議案第15号」は、非公開とし、会議の最後に審議をいたします。

それでは、議案第4号 安中市部活動指導員配置要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ◇ 学校教育課長

学校教育課長の田島です。よろしくお願いします。

\* 「議案第4号」を読み上げた後、

部活動指導員については、教職員の負担軽減のため、国や県で設けられた制度を利用するというものです。安中市には中学校が5校ありますので、5人の部活動指導員を配置できれば、と考えています。この部活動指導員を今後配置していくのにあたり、要綱を制定しようとするものです。

\* 各条文及び様式について、補足をしながら説明を行った。

この要綱は、平成31年4月1日から施行させたいと考えています。 よろしくご審議をお願いいたします。

#### ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第4号 安中市部活動指導員配置要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

## ◆ 金井委員

部活動指導員には、どのような人材がふさわしいとお考えですか。

# ◇ 学校教育課長

県では、部活動指導員に関する人材バンク的なことを始める、と聞いています。そういうところで適任者が見つかれば、お願いをしてまいりたいと思っています。現在、外部コーチとして、ボランティアでお手伝いをしていただいている方がいますが、そのような方を部活動指導員として活用するということも考えられます。どのような部活動指導員が必要であるか、中学校とも連絡を取り合って調整をしていくことになると思います。

## ◆ 中島委員

市内に中学校が5校あって、5人の部活動指導員を配置できれば、という説明がありましたが、必要としている中学校に配置をすると考えたとき、例えば、1校に複数人を配置するということもあるのですか。

# ◇ 学校教育課長

部活動の指導について、教員で対応ができるという中学校もあると思います。中学校 の希望を集約する中で、優先順位を付けて配置をしていければ、と考えています。

#### ◆ 中島委員

部活動指導員は、配置された中学校の校長の指示に従うということですか。

# ◇ 学校教育課長

要綱の第9条第1項で、「指導員は、配置される中学校の校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。」と規定しています。

#### ◆ 宮川委員

要綱の第5条第3号では、部活動指導員の職務として「大会、練習試合等の学校外での活動の引率」とあります。日々の部活動の指導に加えて、大会や練習試合等の学校外での活動の引率も行うような場合には勤務時間も長くなってくると思いますが、いかがですか。

## ◇ 学校教育課長

要綱の第6条第2項で、年間の勤務時間が規定されているので、その範囲内で調整をしながら制度を運用していくことになると思います。

# ◆ 中島委員

部活動指導員は、大会で部の監督を務めることもできるのですか。

## ◇ 学校教育課長

大会で部の監督を務めることも可能です。

#### ◆ 竹内教育長

他には質疑が無いようですので、議案第4号 安中市部活動指導員配置要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

## \* 举手全員

#### ◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第4号 安中市部活動指導員配置要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 安中市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いいたします。

## ◇ 体育課長

体育課長の山村です。よろしくお願いします。

#### \* 「議案第5号」を読み上げた後、

今回の規則の改正は、学校体育施設の一般開放において、開放する日の規定を改めるものです。会議資料の新旧対照表をご覧ください。現行の規定では、年末年始の期間に学校体育施設の一般開放を行うことができるのですが、この期間は、学校の教職員や体育課の職員も勤務をしておらず不在となるので、一般開放中の事故発生時等に迅速な対応ができない可能性があります。このことから、別表の備考欄で、12月24日から翌年1月6日までの間は、学校施設の開放を行わないものとし、12月24日から同月26日までの間並びに翌年1月5日、6日においては、開放学校の校長が特に必要と認める場合は、この限りでない、と規定しました。そして、現行の別表において規定されていた「開放する日」の規定をわかりやすく、明確になるよう合わせて改正を行いたいと思います。今回の改正案は、3月1日に開催された定例校長会議で説明をし、各校長先生方にはご了解をいただいています。

この規則は、平成31年4月1日から施行させたいと考えています。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第5号 安中市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

#### ◆ 竹内教育長

質疑は無いようですので、議案第5号 安中市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

## \* 举手全員

## ◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第5号 安中市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、事務局より説明 をお願いいたします。

#### ◇ 教育部長

それでは説明いたします。

\* 「議案第6号」を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明 した後、

説明は以上です。

#### ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第6号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

質疑は無いようですので、議案第6号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、 賛成される委員の挙手を求めます。

## \* 举手全員

## ◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第6号 安中市教育委員会事務局等職員人事については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 安中市社会教育指導員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

## ◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の田村です。よろしくお願いします。

\* 「議案第7号」を読み上げ、議案書中に記載されている表を読み上げた後、

生涯学習課では、毎年3名の社会教育指導員を配置しています。平成31年4月1日 から平成32年3月31日までの1年間の任期です。

3名のうち、田村 利幸と三浦 一彦の2名は再任です。畑 光代は、平成30年4月1日から安中市の行政事務嘱託として1年間任用されていますが、平成31年4月1日からは、社会教育指導員として任命をしたいと考えています。

ご議決を賜りますようお願いいたします。

#### ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第7号 安中市社会教育指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

#### ◆ 竹内教育長

それでは、質疑は無いようですので、議案第7号 安中市社会教育指導員の任命について、 対はされる委員の挙手を求めます。

## \* 举手全員

挙手全員です。

よって、議案第7号 安中市社会教育指導員の任命については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 安中市青少年指導員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

# ◇ 生涯学習課長

\* 「議案第8号」を読み上げ、議案書中に記載されている表を読み上げた後、

生涯学習課では、青少年指導員1名を配置しています。平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間の任期です。

安部 基彦は再任でして、平成28年4月1日からその任に就いています。 ご議決を賜りますようお願いいたします。

#### ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第8号 安中市青少年指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

#### ◆ 竹内教育長

それでは、質疑は無いようですので、議案第8号 安中市青少年指導員の任命について、 賛成される委員の挙手を求めます。

# \* 举手全員

#### ◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第8号 安中市青少年指導員の任命については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 安中市公民館長の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

# ◇ 生涯学習課長

- \* 「議案第9号」を読み上げ、議案書中に記載されている表を読み上げた後、
- 一覧表のとおり、市内にある9箇所の公民館長を任命したいと思います。平成31年 4月1日から平成32年3月31日までの1年間の任期です。

佐藤 輝男 (磯部公民館)

佐俣 信之(後閑公民館)

の2名は新規の任命となり、それ以外は再任です。嶋田 一弘と黒田 修二は、安中市 の再任用職員です。

ご議決を賜りますようお願いいたします。

# ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第9号 安中市公民館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

#### ◆ 竹内教育長

それでは、質疑は無いようですので、議案第9号 安中市公民館長の任命について、 賛成される委員の挙手を求めます。

#### \* 举手全員

#### ◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第9号 安中市公民館長の任命については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 安中市生涯学習指導員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ◇ 生涯学習課長

\* 「議案第10号」を読み上げ、議案書中に記載されている表を読み上げた後、

過日それぞれの地区の代表区長から推薦書を提出していただき、一覧表のとおり、6 名の生涯学習指導員を任命したいと思います。平成31年4月1日から平成32年3月 31日までの1年間の任期です。

西横野地区生涯学習センターで勤務する予定の齋藤 勇夫は新規の任命となり、それ

以外は再任です。

ご議決を賜りますようお願いいたします。

## ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第10号 安中市生涯学習指導員の任命について、質疑がありましたら、お願い します。

\* 委員から質疑等は出なかった。

## ◆ 竹内教育長

それでは、質疑は無いようですので、議案第10号 安中市生涯学習指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

## \* 举手全員

## ◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第10号 安中市生涯学習指導員の任命については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 安中市文化センター所長の任命について、事務局より説明を お願いいたします。

#### ◇ 生涯学習課長

\* 「議案第11号」を読み上げ、議案書中に記載されている表を読み上げた後、

田村 武志は、安中市の再任用職員となる予定です。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間です。

ご議決を賜りますよう、お願いいたします。

#### ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第11号 安中市文化センター所長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

それでは、質疑は無いようですので、議案第11号 安中市文化センター所長の任命 について、賛成される委員の挙手を求めます。

# \* 举手全員

# ◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第11号 安中市文化センター所長の任命については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 安中市松井田文化会館館長の任命について、事務局より説明 をお願いいたします。

# ◇ 生涯学習課長

\* 「議案第12号」を読み上げ、議案書中に記載されている表を読み上げた後、

黒田 修二は再任です。安中市松井田文化会館館長は、松井田公民館長と兼務ということになります。平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間の任期です。

ご議決を賜りますようお願いいたします。

#### ◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第12号 安中市松井田文化会館館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

#### ◆ 竹内教育長

それでは、質疑は無いようですので、議案第12号 安中市松井田文化会館館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

#### \* 举手全員

# ◆ 竹内教育長挙手全員です。

よって、議案第12号 安中市松井田文化会館館長の任命については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明を お願いします。

## ◇ 生涯学習課長

\* 「議案第13号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。

認定申請件数は、全部で134件です。うち継続認定が130件、新規申請が4件です。

\* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請(更新)団体一覧表」のうち、新規申請 (No.127~130)について、「団体名」、「設立目的」、「活動状況」の項目を読み上 げて説明した後、

新規申請4件については、事前審査の結果、認定基準に適合すると認められるので、 認定の決定をしたいと考えています。

会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請(更新)団体一覧表」のNo.46について、補足説明をいたします。申請団体は、群馬県退職公務員連盟碓氷安中支部です。会議資料の安中市社会教育関係団体認定要綱をご覧ください。要綱の第2条では、認定の基準が規定されています。同条第2号では、「法人であると否とを問わず、次の要件を備えている団体であること」として、

- ・市民に広く開かれた団体であること。
- 会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。

となっています。会議資料のうち、この団体が今回提出した安中市社会教育関係団体認定申請書の写しをご覧ください。その申請書の内容を見ると、先ほど説明した認定基準に該当しない可能性があると思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

新規認定の申請が4件、継続認定の申請が130件あり、継続認定の申請のうち1件は、説明があったように、認定基準に該当しない可能性がある、ということでした。

議案第13号 安中市社会教育関係団体の認定について、ご意見や質疑がありました ら、お願いします。

## ◆ 宮川委員

先ほど事務局から事前の審査の説明がありました。その説明を聞いていて、やはり要綱で規定されている認定の基準に該当しないのかな、と思います。

# ◆ 中島委員

この団体は、現在認定されているのですか。

## ◇ 生涯学習課長

平成29年9月27日に認定されています。それから約1年半経過していて、その間のこの団体の活動状況や活動内容を見ると、やはり要綱の認定基準には該当していないのかな、と感じられます。

# ◆ 金井委員

会議資料や事務局からの説明を聞くと、「市民に広く開かれた団体であること」、「会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと」というところで、認定基準に該当していないと感じます。

## ◇ 竹内教育長

それでは、ただいまの審議内容を踏まえて、採決を行います。

議案第13号 安中市社会教育関係団体の認定については、今回申請があった134件のうち、No.46の群馬県退職公務員連盟碓氷安中支部については、認定をしないこととし、それ以外の133件については認定をすることといたしますが、賛成される委員の挙手を求めます。

#### \* 举手全員

#### ◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第13号 安中市社会教育関係団体の認定については、今回申請があった 134件のうち、No.46の群馬県退職公務員連盟碓氷安中支部については、認定をしないこととし、それ以外の 133件については認定をすることとして可決されました。

続いて、議案第14号 安中市指定史跡の指定解除について、事務局より説明をお願いします。

#### ◇ 文化財保護課長

文化財保護課長の大竹です。よろしくお願いします。平成30年10月15日付けで 簗瀬二子塚古墳が国史跡に指定されたことを受けて、本議案を提案させていただきます。 \* 「議案第14号」及び補足説明をしながら添付資料を読み上げた後、

平成31年1月23日付けで、物件の所有者である安中市長から、平成30年10月15日付けで(当該物件が)国史跡に指定されたことを理由として安中市教育委員会あてに文化財指定解除の申請があり、これを受けて安中市文化財調査委員会に事案を諮り、平成31年2月20日付けで資料にあるとおり「安中市指定史跡の指定を解除して差し支えないと認める。」という答申が出たので、本日の定例会に提案するものです。

説明は以上です。ご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

## ◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第14号 安中市指定史跡の指定解除について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

## ◇ 竹内教育長

質疑やご意見等が無いようですので、議案第14号 安中市指定史跡の指定解除について、賛成される委員の挙手を求めます。

# \* 举手全員

## ◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第14号 安中市指定史跡の指定解除については、原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどお諮りしたとおり、これからの議事は非公開としますので、よろしくお願いいたします。

# 非公開議件

- = 議案第15号 平成31年度準要保護児童生徒の認定について =
- = 報告第1号 県費負担教職員の指導措置について =
- = 報告第2号 平成30年度末県費負担教職員人事の内申について =

続いて、日程第6「その他」に入ります。

- \* 総務課長が日程調整を行い、次のとおり会議を開催することが決定された。
  - 会議名 安中市教育委員会臨時会
  - 日時 平成31年4月17日(水)午後3時30分
  - · 場所 松井田庁舎2階 第4会議室
- \* 文化財保護課長が、チラシを配布して、安中市学習の森ふるさと学習館企画展について周知した。

以上で、平成31年安中市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。

# ◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。散会といたします。

- \* 総務課長が、次のとおり、次回会議(定例会)の周知を行った。
  - ◆ 平成31年第3回定例会
  - 日時 平成31年4月26日(金) 午後2時
  - 場所 松井田庁舎2階 第4会議室